

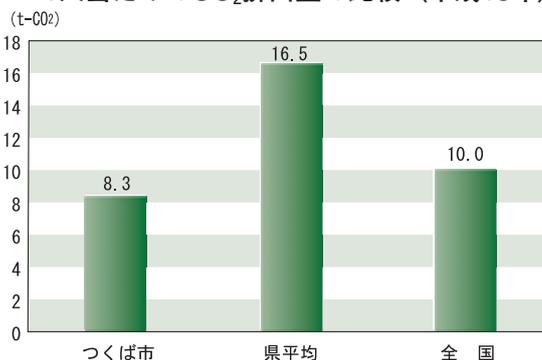
施策 301

低炭素社会を目指した環境都市づくりの推進

現況と課題

- ◆近年、地球温暖化問題が顕在化しており、世界中において低炭素社会¹に向けた様々な対策が取られています。筑波研究学園都市は、「エコ・ライフ・モデル都市²」が基本目標の一つに挙げられており、平成19年には、低炭素のエコシティつくばモデルの構築を目標に研究を進めるつくば3Eフォーラム³が立ち上げられました。
- ◆つくば市では、他の地域のモデルとなる低炭素社会づくりが重要であるとの認識の下、市民、企業、大学・研究機関、行政が連携して取り組むため、2030年までに二酸化炭素排出量を50%削減することを目標に掲げた「つくば環境スタイル⁴」を打ち出しました。つくば環境スタイルは、二酸化炭素削減技術の開発・実験と、市民等の協働の実践体制の構築を統合して、国内・世界へ発信・普及を図ることを基本コンセプトにしています。
- ◆低炭素社会づくりは、市民、企業、大学・研究機関、行政が一体となって取組を進めることが重要です。平成21年度に策定された「つくば環境スタイル行動計画」に基づき、目標の達成に向けて各主体全員が参加し、協働して行う施策の展開が求められています。
- ◆国では、温室効果ガス排出量の削減を図るため、平成20年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、地方公共団体に対し「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）」の策定を義務づけました。
- ◆つくば市においては、「つくば環境スタイル行動計画」との整合を踏まえて「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）」を策定し、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で推進する省エネルギーの推進や新エネルギーの活用、公共交通機関や緑地その他の地域環境の整備・改善、廃棄物の発生抑制などの地球温暖化防止の取組を示すことが必要です。

1人当たりのCO₂排出量の比較（平成18年）



1 低炭素社会：地球温暖化の要因といわれる二酸化炭素の排出量が少なくて済む社会
 2 エコ・ライフ・モデル都市：研究学園地区建設計画（平成10年国土庁）において、住文化やライフスタイルを提案する都市づくりのパイロットモデル都市として、自然・田園と都市との調和、環境への負荷の少ない循環型のまちづくり、緑豊かな居住環境等を実現する都市像を基本目標の一つとしている。
 3 つくば3Eフォーラム：市民や研究機関、つくば市が連携して、環境都市について考えるフォーラム
 4 つくば環境スタイル：「市民等の協働の実践体制の構築」と「二酸化炭素削減技術の開発・実験」とを統合して、国内・世界へ発信・普及を図ることを基本コンセプトとした環境スタイル

施策の基本方針

- 地球温暖化と環境問題の解決に寄与できる多くの知恵と技術の蓄積を活用し、市民、企業、大学・研究機関、行政が一体となった取組を進めることにより、低炭素社会の実現を目指します。

施策 301 低炭素社会を目指した環境都市づくりの推進

- 30101 低炭素化意識の環境教育の推進
- 30102 低炭素新交通体系の構築
- 30103 低炭素田園空間の創出
- 30104 実験低炭素タウンの展開
- 30105 地球温暖化対策実行計画の策定

目標と成果指標

達成目標

- 地球環境問題に強い関心や知識を持ち、産学官民が一体となって低炭素社会づくりに取り組んでいる。

代表となる指標名	現状値	目標値
環境スタイル行動計画に掲げる施策の達成率	— % (平成20年度末)	100.0% (平成26年度末)

つくば環境スタイル



『つくばにおけるPDCAサイクル』
大学・研究機関によるモニタリング、評価、見直しなどのフォローアップ

施策の主な取組内容

30101 低炭素化意識の環境教育の推進

●低炭素化意識の環境教育の推進

- ・筑波研究学園都市が持つポテンシャルを十分に発揮させ、最新の研究成果や環境情報を積極的に収集するとともに、広く発信します。
- ・市内の学校や市民、企業等、市にかかわるすべての人々が地球環境や新エネルギー等に強い関心や知識を身に付けることを主眼とした教育プログラムを作成します。特に小・中学校では常に環境意識を持つ人材を育成することを目的とし、市民や企業等にはそれぞれニーズに合った環境教育のプログラムを構築し、実践します。

30102 低炭素新交通体系の構築

●低炭素新交通体系の構築

- ・自転車・バスの利便性向上の促進、電気自動車の導入、効率的なバス網再編成等の総合的な交通体系の再編・転換により、二酸化炭素の排出削減を推進します。
- ・公共交通の利用促進を図るとともに、自転車の利用環境を整備して「自転車のまちつくば」を推進します。

30103 低炭素田園空間の創出

●低炭素田園空間の創出

- ・居住空間周辺においては、水と緑の拠点整備等による良好な環境空間の実現を図るとともに、環境に配慮した農業推進や地産地消の推進等により、低炭素型の「食」と「農」の充実に努めます。
- ・バイオマスエネルギー⁵の利活用を促進することで、新エネルギーの確保のみならず、農業の活性化を図ります。

⁵ バイオマスエネルギー：有機物を活用して、固体燃料、液体燃料、気体燃料に変化させた上で、利用するエネルギー

30104 実験低炭素タウンの展開

●実験低炭素タウンの展開

- ・国内はもとより，アジア，世界で新たな環境ビジネスの展開を始め，地球環境に対する国際貢献が可能な技術と実践の仕組みを発信します。
- ・実験を通して，大量消費，大量廃棄型の生活スタイルを改め，資源が循環し，エネルギーの無駄な消費をしない環境に優しいシンプルライフ・シンプルエネルギーのライフスタイルを実現します。
- ・各種の法や規制，長距離送電に縛られることなく，本来理想と考える無駄の少ないエネルギーの供給や利用形態を追求したまちの実現に向けた取組を推進します。

30105 地球温暖化対策実行計画の策定

●地球温暖化対策実行計画の策定

- ・地球温暖化対策推進法に定められた温室効果ガスの排出抑制等のための「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）」を策定し，市民・事業者・行政がそれぞれの立場で地球温暖化防止等の取組を推進します。



施策 302

エネルギーの有効利用

現況と課題

- ◆ 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）が改正され、平成22年4月から省エネ措置の届出及び維持の保全の状況の報告義務が、建築物の床面積の合計が2,000㎡以上から300㎡以上に強化され、さらに建築物に係るエネルギー使用の合理化が推進されることとなります。
- ◆ これまでの日本の住宅寿命は約30年と短く、建替えのたびに廃棄物発生・資源消費と環境に負荷がかかることから、平成21年6月に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が施行され、住宅の長寿命化が推進されています。
- ◆ つくば市は、「つくば市地域新エネルギービジョン⁶」策定後、平成15年に「つくば市新エネルギー特区⁷」の認定を受けるとともに、農業トリジェネレーションの実証実験⁸など、産学官民による「環境負荷の少ない地域形成・人・ものづくり」の実践活動を推進しています。また、クリーンセンター⁹における排熱利用による売電やふれあいプラザ等の市施設での太陽光発電の設置など、エネルギーの有効利用への対応、エネルギーの削減対策や安定供給に係る計画や会議を開催してきました。
- ◆ 省エネルギーに取り組むとともに、太陽光発電や太陽熱利用等の新エネルギーの活用を進めることは、限りある資源の有効活用や持続的な環境の保持に重要であるばかりでなく、地球温暖化の主要な原因である化石燃料の使用を減らすためにも、省エネルギーの推進や新エネルギーの活用を進めることが重要です。

6 つくば市地域新エネルギービジョン：地球温暖化対策として、新エネルギーを効果的・効率的に導入し、市民の意識改革を伴った普及拡大を図ることを目的に平成14年2月に策定

7 つくば市新エネルギー特区：産学官民連携による新エネルギー導入・促進を目的に、家庭用燃料電池発電設備が容易に設置できる規制緩和の認定を平成15年8月に受けた特別区域

8 農業トリジェネレーションの実証実験：燃料を燃やして発電し、その際に発生する排熱、二酸化炭素を農作物の生育促進に利用した実証実験。トリとは数字の3を意味し、「電気」「熱」「二酸化炭素」の3要素を活用することから、トリジェネレーションと命名した。

9 クリーンセンター：つくば市の家庭系及び事業系の一般廃棄物を処理する施設

施策の基本方針

- 市民・事業者とともに、二酸化炭素を始めとする温室効果ガス排出を抑制するよう省エネルギーを推進するとともに、新エネルギーの活用を図ります。

施策 302 エネルギーの有効利用

30201 省エネルギーの推進

30202 新エネルギーの導入・普及の促進

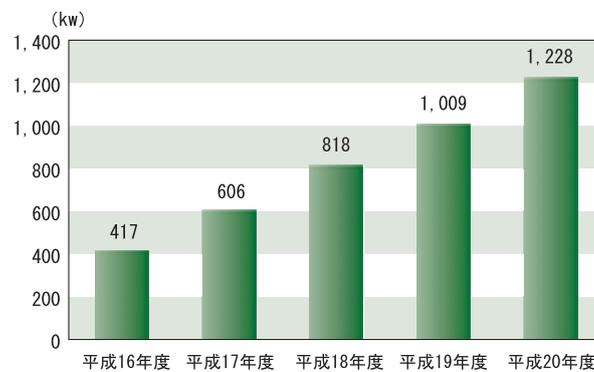
目標と成果指標

達成目標

●エネルギーの有効利用や省エネルギーに取り組んでいる。

代表となる指標名	現状値	目標値
つくば市地域新エネルギービジョンの導入可能種目（累計）	8種目 （平成20年度末）	13種目 （平成26年度末）
住宅用高効率給湯器設備設置状況（累計）	181件 （平成20年度末）	540件 （平成26年度末）
住宅への太陽光発電設置状況（累計）	1,228KW （平成20年度末）	4,350KW （平成26年度末）

住宅への太陽光発電設置状況（累計）



施策の主な取組内容

30201 省エネルギーの推進

●総合的な省エネルギー対策

- ・省エネ法等の諸制度を活用した省資源や省エネルギーの推進，公共施設におけるエネルギー利用の高効率化の方策について検討を推進します。

●建築物の省エネルギーの推進

- ・建築物に関するエネルギー使用の合理化を適切で効果的に実施させるため，省エネ法に基づき，届出対象となる建築物の床面積の合計300㎡以上の建築主に対し，指導及び助言を行います。

●省エネルギー住宅の普及促進

- ・「作っては壊す」消費型から「いいものを作ってきちんと手入れして長く大切に使う」ストック型への発想で住宅の寿命を延ばす取組に必要な措置がとられた長期優良住宅について，認定手続き等の情報提供を行い普及を促進します。

●省エネルギー交通手段の利用促進

- ・つくばエクスプレスやバス路線等の公共交通を利用しやすいよう，交通計画を検討し，充実を図るとともに，各駅に自転車駐車場の整備を進め，公共交通機関や自転車等，環境に優しい交通手段の利用を促進します。
- ・クリーンエネルギー自動車¹⁰等の共同利用（カーシェアリング）を検討し，導入します。

●住宅用高効率給湯器の普及促進

- ・家庭部門の給湯に使用されるエネルギー消費は，家庭で使用される全エネルギーの約3割を占めると言われていることから，エネルギー消費効率が優れた高効率給湯器の普及を促進するために導入に対する支援を行います。



市立筑波西中学校の太陽光パネル

¹⁰ クリーンエネルギー自動車：電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・メタノール自動車などの石油代替エネルギーを利用したり，ガソリンの消費量を削減することで二酸化炭素などの排気ガスを抑える車

30202 新エネルギーの導入・普及の促進

●新エネルギーの導入

- ・「つくば市地域新エネルギービジョン」に基づき、公共施設への自然エネルギー等の新エネルギーの導入、公用車等へのクリーンエネルギー自動車の導入、次代を担う子どもたちのための環境教材としての新エネルギー活用方法の検討、クリーンセンターの廃棄物発電のさらに有効な活用方法の検討を行います。
- ・新エネルギー特区などの制度を活用し、新エネルギーを導入しやすい地域環境の整備や、大学・研究機関と連携した先進的な新エネルギーシステムの検討・普及支援を行います。

●新エネルギーの普及促進

- ・新エネルギーをより理解してもらうための普及啓発活動の展開を図ります。
- ・住宅用太陽光発電システムの設置補助等、市民が自発的に取り組む新エネルギー導入行動に対する支援を行います。

●エネルギー利用の効率化

- ・クリーンセンター（廃棄物処理場）における焼却余熱を利用したエネルギー利用の高効率化を推進するとともに、クリーンセンターの焼却余熱を利用した健康増進を目的とする温浴施設や温水プール等の整備を推進します。

●バイオマスエネルギーの活用の検討

- ・廃食油や生ごみ、せん定枝等によるバイオマスエネルギーの活用を検討します。



つくば市役所新庁舎太陽光パネルと屋上緑化

施策 303

緑のまちづくり

現況と課題

- ◆筑波山には、貴重なブナ林が分布しており、これらを囲む地域は「水郷筑波国定公園¹¹」として、「自然公園法」に基づく保全・活用が図られています。筑波山の深い緑は、里山、寺社林、平地林、街路樹、公園や田園へとつながり、織りなすように緑のネットワークが展開されています。
- ◆これらの緑豊かな環境は、人々にとって貴重な財産であり、生活にうるおいをもたらすだけでなく、生態系の保全や地下水のかん養、防災、環境学習、憩いやレクリエーションの場としても重要な役割を担っています。この緑豊かな環境を後世に伝えていくためには、森林や農地等の保全を図るとともに、公園・緑地等の適切な管理に努め、市域全体で形成される緑の回廊の保全を図っていくことが重要です。
- ◆つくば市では、条例や協定を活用しながら森林や身近な緑の保全を推進するとともに、水郷筑波国定公園内の除草、開発地区における緑地の確保、公園や街路の樹木の維持管理などを通じ、緑豊かな環境の保全・創出に取り組んできました。
- ◆街路樹の巨大化による安全上の問題、鳥獣の食害等の被害が発生していることから、これらの対応を図りつつ、引き続き森林や田園、そして身近な緑の保全や創出を図る必要があります。



緑の筑波山

¹¹ 水郷筑波国定公園：千葉県と茨城県の一部を対象区域とする国定公園で、霞ヶ浦・筑波山を含む。

施策の基本方針

- 水郷筑波国定公園の保全・維持管理を県と連携して進めるとともに、計画に基づき、森林の維持・育成を行います。
- 公園樹木、街路樹や生垣等の身近な緑の保全・創出を図り、市民に親しまれる緑のネットワークの形成を目指します。

施策 303 緑のまちづくり

30301 森林・里山の保全

30302 身近な緑の保全・創出

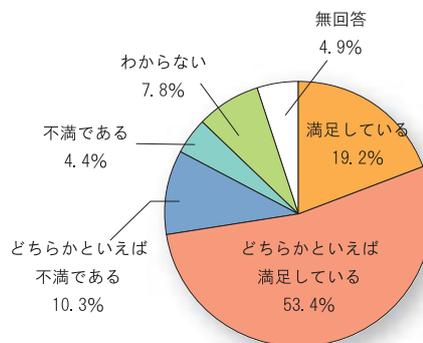
目標と成果指標

達成目標

● 身近に緑を感じ、楽しむことができる。

代表となる指標名	現状値	目標値
緑や水辺の保全や自然環境に満足している市民の割合	72.6% (平成21年度)	74.0% (平成26年度)
生活環境保全林整備面積	13ha/年 (平成20年度)	15ha/年 (平成26年度)
生垣設置奨励補助金交付済生垣延長 (累計)	36m (平成20年度末)	500m (平成26年度末)

緑や水辺の保全や自然環境に満足している市民の割合



(平成21年度市民意識調査)

施策の主な取組内容

30301 森林・里山の保全

●水郷筑波国定公園の管理促進

- ・筑波山ろくの水郷筑波国定公園区域においては、管理者である茨城県と連携し適正な保全に努めるとともに、登山道や遊歩道の整備、主要地点の案内板設置、雑草除去等、適正な維持管理を図ります。
- ・生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた「森林と人との共生」という観点から、生活環境保全や保健文化機能の維持増進を図るため、森林の構成を維持しながら樹種の多様性を増進する森林整備を推進します。
- ・林道沼田新田酒寄線の改良事業を進め、筑波山生活環境保全林を中心とした利用区域の森林整備を推進します。
- ・一部では鳥獣による食害等の被害も発生していることから、被害防止に取り組みます。

●森林の維持育成

- ・霞ヶ浦地域森林計画やつくば市森林整備計画に基づき、森林の立地条件等を考慮しながら、森林の持つ公益的機能が高度に発揮されるよう、保安林の指定、緑地協定締結等、森林保全のための各種制度を所有者に周知し、適切な森林整備を推進します。

●里山環境の保全

- ・保安林の指定、緑地協定締結等、森林保全のための各種制度を周知・活用し、平地林、斜面林及び寺社林の保全を目指します。
- ・緑地保全地区等で植物に配慮した適正な維持管理を進めるとともに、緑地保全を推進するための緑基金制度及びボランティアの支援制度の導入を検討します。

30302 身近な緑の保全・創出

●緑化の推進

- ・開発行為や中高層建築物の建設に当たっては、必要に応じ適正な指導を行い、緑化を推進します。
- ・「つくば市開発指導要綱」に基づき、必要に応じて緑化を推進します。
- ・市民、企業と行政が一体となって、地域の特色を意識した街路や広場、駐車場、公共建築物、宅地での緑化を積極的に推進します。

●街路樹の整備・維持管理

- ・街路樹について、「つくば市緑の基本計画」に基づき、場所や周囲の状況などに応じた良好な景観形成を考慮しつつ、適切な樹種選定・維持管理を推進します。
- ・街路樹などの里親制度の充実を図っていくほか、条件が整った里山については市民等による管理の推進を検討します。

●身近な緑の保全・創出の支援

- ・市民が身近で緑に親しむことができる環境づくりの一環として、生垣の造成の支援、オープンガーデンづくりの促進、緑化団体の育成等を図ります。
- ・緑地協定の促進を図ります。
- ・公園その他の公共用地や駅周辺などのシンボリックな空間を中心に、花壇の計画・植え付け・管理を市民協働で行うなど、ボランティアやNPO等の緑化活動の促進を図ります。



ペDESTリアンデッキ

施策 304

水環境に配慮した暮らしの推進

現況と課題

- ◆市内には、多くの河川が流れ、その豊かな水環境によって、人間を含めた多くの生物が恩恵を受けています。雨などの水は、地下に浸透し、河川へ流入し、霞ヶ浦や利根川へ注ぎ、再び水道用水や農業・工業用水として利用されるというように、絶えず循環しています。霞ヶ浦の汚濁は、3、4割が生活排水によるものであり、流域の水循環の一端を知る指標として見るすることができます。
- ◆水環境の保全を図るには、市民のライフスタイルの見直し、上下水道の計画的な整備と適切な管理等を進めることが重要です。
- ◆平成19年には「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」が制定され、霞ヶ浦流域において生活排水を排出する場合に高度処理型合併処理浄化槽の設置が義務づけられました。
- ◆つくば市では、これまで水環境教育のための各種イベント・セミナー等を開催し、身近な水環境の保全に対する意識の高揚を図ってきました。農業面での水質保全、つくばエクスプレス沿線開発への上下水道の対応、管路改良、用水事業、高度処理型合併処理浄化槽補助、河川環境の調査、不法投棄対応等を実施してきました。また、平成19年度から特例市¹²への移行に伴う権限移譲により、水質汚濁防止法等に係る届出の受理及び特定事業場への立ち入り指導を行っています。
- ◆今後は、水質改善に関する諸事業の更なる推進、受益者の適正な負担、関係機関の調整等の課題への対応とともに、水資源に関する市民の意識の醸成に向けた取組等を推進していくことが必要です。



桜橋からの桜川と筑波山

¹² 特例市：人口20万人以上で国が指定する。一部都市計画等に関する事務等について、県から権限が委譲される。

施策の基本方針

- 流域の水環境の保全のため、市民や事業者に対する情報提供や清掃活動等の機会提供を行い、水資源の有効活用や排水に対する意識啓発を行います。
- 水質汚濁防止法等に基づく事業所への指導・監督や、条例に基づく高度処理型合併処理浄化槽の設置・転換指導を行います。

施策 304 水環境に配慮した暮らしの推進

- 30401 河川の水質保全
- 30402 水環境に対する意識啓発
- 30403 公共下水道区域外排水の適正処理の推進

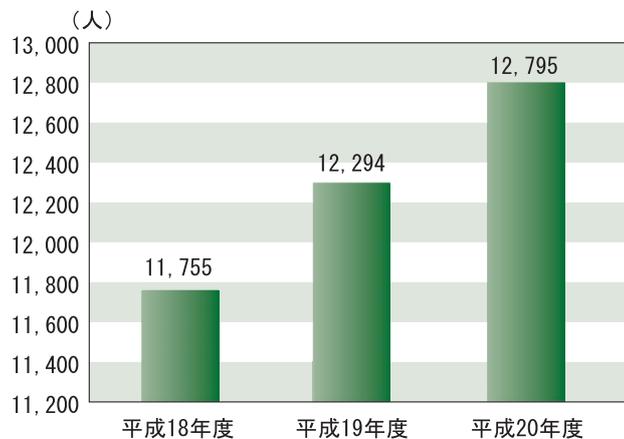
目標と成果指標

達成目標

●水環境に対する意識を高め、水質の改善・向上に寄与している。

代表となる指標名	現状値	目標値
公共下水道区域外における合併処理浄化槽処理人口（累計）	12,795人 （平成20年度末）	14,000人 （平成26年度末）
水環境学習発表会事業参加者数（累計）	20,000人 （平成20年度末）	30,000人 （平成26年度末）

公共下水道区域外における合併処理浄化槽処理人口の推移



施策の主な取組内容

30401 河川の水質保全

●河川等の水質管理体制の充実

- ・流域市町村や関係機関との連携強化を図りながら、霞ヶ浦、牛久沼、河川等の公共用水域の水質浄化を推進します。
- ・水質汚濁防止法に基づく河川の水質検査、特定事業場への指導を実施し、公共用水域の水質汚濁監視体制の充実を図ります。

30402 水環境に対する意識啓発

●水環境の理解促進

- ・水環境学習発表会の開催や清掃活動等により、雨水、地下水、生活排水の河川への流入から霞ヶ浦等を通して生活用水や産業用水につながる水循環の正しい認識の浸透を図り、貴重な水資源を有効利用するための節水意識や排水に対する意識の高揚を図ります。

30403 公共下水道区域外排水の適正処理の推進

●合併処理浄化槽の設置促進

- ・公共下水道整備区域外からの未処理排水による水質汚濁を防止するため、くみとりや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換を図ります。
- ・浄化槽法で定める維持管理の徹底を図るため、より一層の啓発活動を実施します。
- ・霞ヶ浦流域の下水道整備区域外においては、合併浄化槽のうち高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進します。

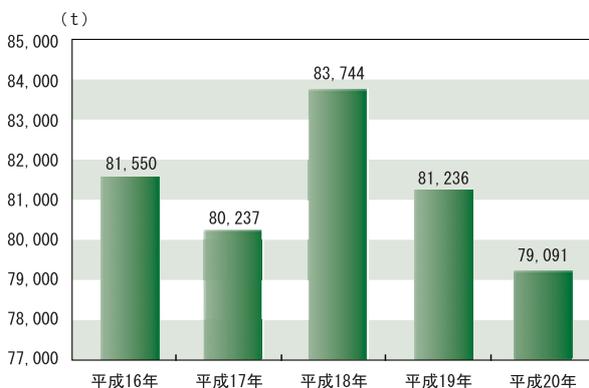
施策 305

ごみの適正処理とリサイクルの推進

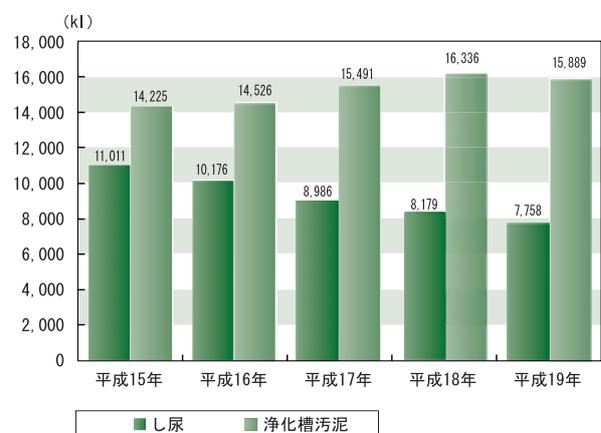
現況と課題

- ◆生活様式の多様化や消費意識の変化に伴い、廃棄されるごみは多岐にわたり、ごみの減量意識の高揚と適正な分別・処理には、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の推進を図る必要があるため、循環型社会の構築に取り組んでいます。
- ◆つくば市の一人当たりのごみ量は、減少傾向となっています。しかし、今後の人口増加により、ごみ量は着実に増加が見込まれるため、これまで以上にごみ減量につながる施策の展開を図る必要があります。
- ◆不法投棄は、道路わき等への空き缶や空きビンなどのポイ捨てが多く、山林等では、家庭から排出されたと思われる粗大ごみなどの投棄が多く見られます。特に、産業廃棄物の不法投棄は、夜間に、短時間のうちに多量投棄されるなど、年々悪質化しています。
- ◆つくば市では、粗大ごみ有料戸別収集、ごみの分け方・出し方ハンドブックの全戸配布、事業者への働きかけ、不法投棄の監視パトロール、現行リサイクル施設の老朽化等に伴うリサイクルセンター基本計画の策定等を実施してきました。農業生産に伴う廃プラスチックについても円滑な処理を行い、不法投棄や野焼きの防止を図っています。また、市内では11の事業者がレジ袋の無料配布を中止しており、マイバッグ¹³を持参する市民が増加し、ごみとして排出されるレジ袋が減少する効果が上がっています。
- ◆循環型社会実現のため、市民一人一人の意識の更なる高揚とごみ減量への取組が必要であり、各種事業を積極的に推進していくことが必要です。

ごみ排出量の推移



し尿等処理状況の推移



13 マイバッグ：レジ袋を利用しないようにするため、スーパーマーケットなどに買い物客が持参する袋のこと。

施策の基本方針

- 一般廃棄物処理基本計画に基づき、生産・流通・消費の各段階における省資源を推進するとともに、資源ごみ・不用品のリサイクルを進め、排出されるごみの適正処理の体制を充実します。
- 不法投棄の監視や産業廃棄物の適正処理の指導を行います。

施策 305 ごみの適正処理とリサイクルの推進

- 30501 ごみ減量・リサイクルの推進
- 30502 ごみの適正処理の推進
- 30503 ごみ処理体制の充実

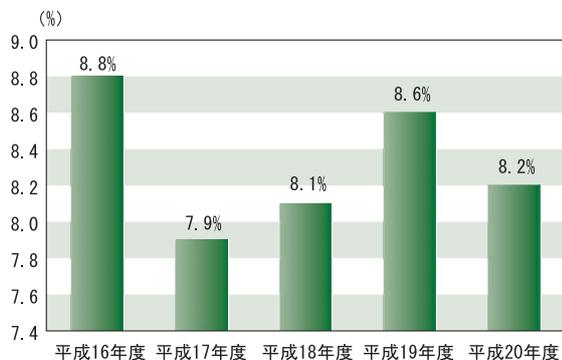
目標と成果指標

達成目標

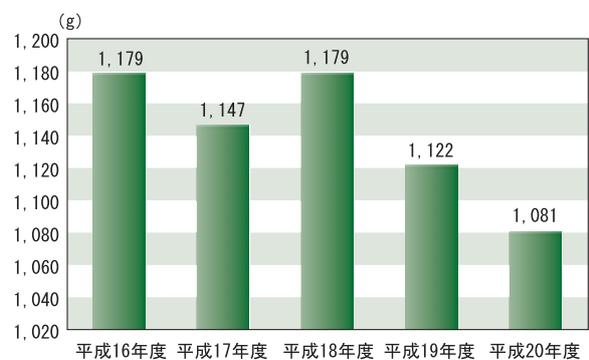
- ごみを減らし、再資源化を進め、廃棄物を適正に処理している。

代表となる指標名	現状値	目標値
リサイクル率（家庭系・事業系）	8.2% （平成20年度）	16.0%以上 （平成26年度）
一人1日当たりのごみ排出量（家庭系・事業系）	1,081 g （平成20年度）	995 g （平成26年度）
一人1日当たりの最終処分量（家庭系・事業系）	172 g （平成20年度）	129 g以下 （平成26年度）

リサイクル率（家庭系・事業系）の推移



一人1日当たりのごみ排出量（家庭系・事業系）の推移



施策の主な取組内容

30501 ごみ減量・リサイクルの推進

●生産・流通・消費におけるごみ減量・リサイクルの推進

- ・ 過剰包装の自粛，グリーン購入の活用，買物時のマイバッグ持参運動，エコショップ¹⁴登録・活用等，市民や事業者への意識啓発を行い，生産・流通・消費における減量・リサイクルの取組を促進します。

●資源ごみ・不用品のリサイクルの推進

- ・ ごみ分別の強化による資源物回収の向上と不用品回収を行うとともに，より確実に資源化やリサイクルを促進するため，クリーンセンターと新たに整備されるリサイクル施設の一体的な活用及び市街地での事業展開により更なる廃棄物に対する意識の向上を図ります。

●生ごみの減量及び資源化の推進

- ・ 生ごみの減量については，生ごみ処理容器等購入費補助金交付事業を引き続き実施し，市民の減量意識の向上を図ります。
- ・ 生ごみの飼料化，たい肥化，燃料化等の資源化の検討を進めます。

30502 ごみの適正処理の推進

●家庭系ごみの分別収集の徹底

- ・ ごみ集積所の管理を推進するとともに，分別収集計画の検討，資源ごみの収集方法の整備，収集運搬体制の再構築を行います。

●事業系ごみの排出管理の強化

- ・ 事業系ごみの分別，排出方法や資源化の情報提供を強化し，事業所への立入調査や指導を行います。また，市と大学・機関等の分別品目の調整を図ります。

●不法投棄等の防止

- ・ 不法投棄巡回監視員制度の強化とともに防止対策を図っていきます。特に，産業廃棄物については，県や警察等と連携を強化し，環境保全を図ります。

●農業廃棄物の適正処理

- ・ 使用済み農業用廃プラスチックの不法投棄や野焼きを無くすために，つくば市農業用プラスチック適正処理推進協議会と協働で，使わなくなった農業用プラスチックのリサイクル事業を引き続き実施し，地域環境の保全と適正処理を図ります。
- ・ 芝，稲わら，もみ殻等の農産物残さについては，バイオマスの利活用による資源化を検討します。

●産業廃棄物の適正処理

- ・ 産業廃棄物の適正処理指導を推進します。特に，適正処理を行うための民間ごみ処理施設の新設に対しては，環境への影響を十分配慮しつつ対応します。

¹⁴ エコショップ：ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む店

30503 ごみ処理体制の充実

●一般廃棄物の適正処理

- ・ごみの減量を進める循環型社会を実現するため、つくば市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ごみの発生抑制と資源循環の促進、分別排出と収集運搬の適正管理、中間処理と最終処分 of 適正推進について、施策を推進します。
- ・容器包装リサイクル法などに対応した適正な分別排出を市民に普及啓発して推進するとともに、ごみの減量化と再資源化を促進するため、リサイクルセンターの計画を推進します。
- ・焼却灰などの最終処分については、つくば市に適した最終処分計画の推進を図ります。
- ・し尿処理については、年々減少傾向にある現状を踏まえ、事業を推進します。



クリーンセンター

施策 306

生活環境の保全

現況と課題

- ◆つくば市では、以前から市内一斉清掃を実施し、平成17年度からはボランティア清掃活動を行うなど様々な環境美化活動に取り組んでいます。しかし、ごみのポイ捨て、ペットのフンの放置、落書き等のマナー・モラルの低下は、以前にも増して顕在化しています。
- ◆これらの状況を改善するため、「つくば市きれいなまちづくり条例」や「きれいなまちづくり行動計画」に基づき、市民、事業者及び市が協働して取組を進めることが重要です。
- ◆人口の増加や都市活動の多様化、ライフスタイルの変化等に伴って、公害の発生源は多様化しています。住宅地に隣接する工場に対しての騒音、振動、悪臭等の都市生活型の感覚公害の申し出が増加傾向にあるなど、市民が安心して日常生活を送るためには、公害の発生防止体制の充実を図り、発生源に応じたきめ細かい防止策を推進することが重要です。
- ◆つくば市では、つくば市水質浄化対策推進協議会等を通じた水質浄化等の啓もう活動、特定事業場への立入調査、公害防止の指導、各種調査や測定結果のデータ公表、公害に対する監視等を実施してきました。また、つくば市工業団地企業連絡協議会や市内立地企業と協力し、環境保全の意識啓発を行っています。
- ◆指導監視体制の強化、公害防止協定の未締結企業への対応、企業の理解促進等を図るとともに、その周知・広報を実施していくことが必要です。



きれいなまちづくり条例のPR活動

施策の基本方針

- つくば市きれいなまちづくり条例に基づき，市民及び事業者のマナー・モラルの向上を進めるとともに，効果的な情報提供等の支援を行い，暮らしやすい環境の維持を目指します。
- 事業場への立入指導や環境測定・監視体制の充実を図り，公害対策を推進します。

施策 306 生活環境の保全

30601 生活衛生の保持

30602 公害対策の推進

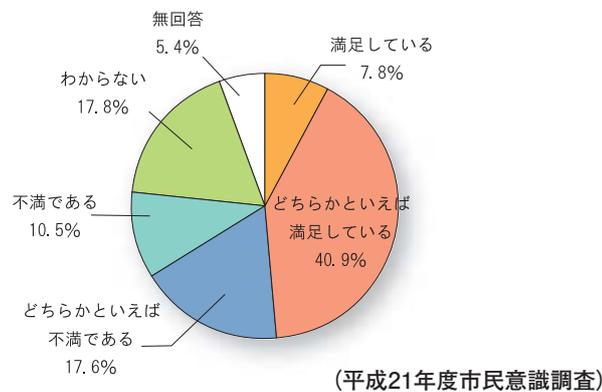
目標と成果指標

達成目標

●公害を防ぎ，良好な生活環境を維持している。

代表となる指標名	現状値	目標値
生活環境（騒音・悪臭など）対策について満足している市民の割合	48.7% （平成21年度）	52.0% （平成26年度）
公害防止に関する協定及び確認書の締結事業所数（累計）	25事業所 （平成20年度末）	30事業所 （平成26年度末）
公害に関する立ち入り水質調査事業所数（累計）	17事業所 （平成20年度末）	100事業所 （平成26年度末）

生活環境（騒音・悪臭など）対策について満足している市民の割合



施策の主な取組内容

30601 生活衛生の保持

●環境美化の推進

- ・きれいなまちづくり条例や行動計画を基に、ごみの投棄対策、飼い犬等のフン放置対策、落書き対策、印刷物等の放置対策、歩行喫煙対策、放置自転車対策、空き地の適正管理、屋外広告物対策、自動販売機の適正管理その他の美化活動について、市民、事業者及び市の協働による取組を推進します。

●身近な環境の適切な管理の支援

- ・市民等が自ら管理が困難な場合において、土地事業者、ボランティア、市民活動団体等と協力・連携し、除草等の相談対応、あっせん、情報の提供等を行います。

30602 公害対策の推進

●公害防止体制の整備

- ・「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定められた公害防止関係法令の効果的な運用を図るとともに、特定事業場に対し、規制基準を遵守するよう指導の強化に努めます。

●環境測定・監視体制の充実

- ・測定機器の整備と人員体制を強化するとともに、河川の水質監視、交通騒音の常時監視、特定事業場への立入調査を実施するなど、公害監視体制を強化します。

●公害発生源対策の促進

- ・一般企業等に対し、施設・設備の改善指導、公害防止に役立つ情報提供等、発生源対策を促進するとともに、新たな開発等による企業立地については、必要に応じて公害防止協定の締結を推進します。

●感覚環境対策の充実

- ・法規制対象外の騒音・振動、悪臭や光害等による音環境、かおり環境、光環境といった感覚環境の質の向上のため、市民相互の感覚環境に対する保全意識の高揚を図るとともに、関係機関と連携し、環境主導型のまちづくりを推進します。

●低公害自動車利用等の推進

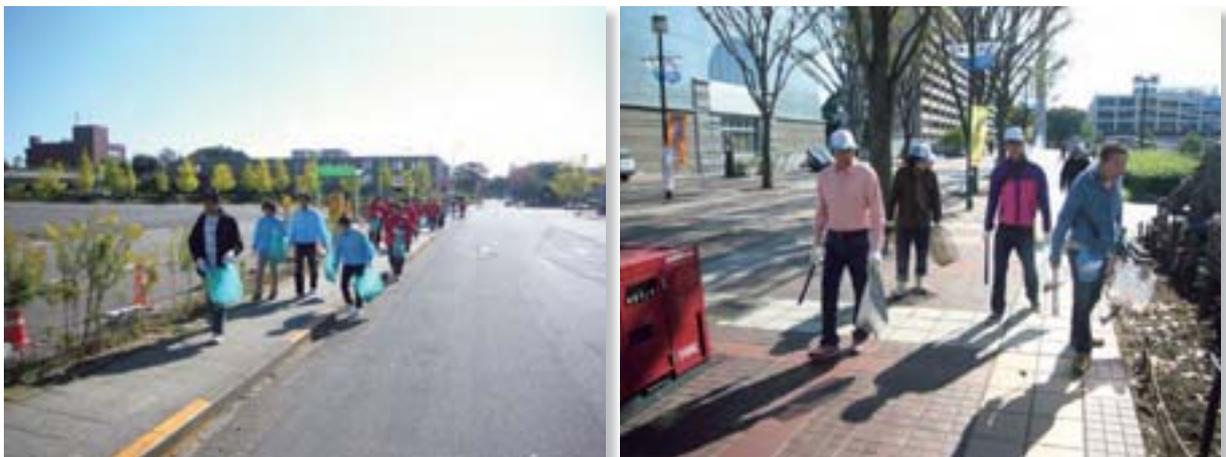
- ・公用自動車の導入に当たっては、地球環境の保全の観点から、環境への負荷の少ない低公害車の導入を図ります。

施策 307

環境に配慮する人づくりの推進

現況と課題

- ◆近年、世界的に環境問題に対する対策が叫ばれ、多くの国が先進的に取組を進めています。環境問題の解決には、市民、企業等が、環境に対する理解と関心を高め、環境に配慮した生活、企業活動等を自主的に実践することが重要です。また、良好な環境を維持するためには、環境管理体制を確立し、市民が総ぐるみで取り組むことが必要です。
- ◆つくば市では、事業者への一般廃棄物の処理指導、企業向けの環境行政セミナー、環境マップ作成、副読本の作成、施設見学等を実施し、環境に対する理解・学習支援を行うほか、不法投棄防止の呼びかけ、市民の環境活動の支援、新エネルギーの導入、環境講座の実施など、環境問題に対して積極的に取り組んできました。また、「つくば市きれいなまちづくり行動計画」や「つくば環境スタイル行動計画」を策定し、市民、企業等と協働で環境問題に取り組んでいます。
- ◆市民、市民団体、大学、関係団体等多くの人々が、自主的に環境保全等に関する様々な活動や取組を繰り広げています。今後も、広報の充実、学習機会の増大、環境活動支援等により、環境に対する意識啓発や市民等の自主的な取組の促進を継続していくことが必要です。



ボランティア清掃活動

施策の基本方針

- 市民や事業者の環境に対する理解や関心を深めるため、意識啓発の機会や環境教育の充実を図ります。
- 環境問題への自主的な取組を推進するため、自主活動の育成や組織化、ネットワーク化を推進するとともに、主体的な行動が実践できるような効果的な情報提供を行います。

施策 307 環境に配慮する人づくりの推進

30701 環境に対する市民意識の高揚

30702 市民・事業者による環境保全活動の推進

目標と成果指標

達成目標

● 環境に対する理解や関心を深め、自主的に環境問題に取り組んでいる。

代表となる指標名	現状値	目標値
つくば市環境美化活動支援者数（累計）	0人 （平成20年度末）	30,000人 （平成26年度末）
環境マイスター認定者数（累計）	16人 （平成20年度末）	40人 （平成26年度末）

施策の主な取組内容

30701 環境に対する市民意識の高揚

●環境に対する市民意識の高揚

- ・多くの市民，事業者等を対象に，広報紙等での広報活動，環境フェスティバルの開催等を通じて，日常生活における環境に対する市民意識の高揚，企業活動の活発化を図ります。
- ・家庭で環境問題に取り組むための環境家計簿の普及を図り，つくば環境スタイル市民版によるプレ体験を推進します。
- ・市，県，市民及び市民団体が連携し，自然観察会や生きもの調査等を行います。

●環境情報の整理と提供

- ・市民が環境の現状や仕組み等を把握できるよう，環境に関する地域情報を整理し，提供します。
- ・つくば市の自然環境の調査結果を「つくば市環境マップ」サイトで引き続き公表します。

●市民の環境学習の支援

- ・関係機関，大学，市民団体等との更なる連携を図り，市民講座や公民館講座等を計画的に開催するなど，社会教育施設を有効活用しながら，環境学習の広域的かつ総合的な場を提供するとともに，環境マイスターを育成します。
- ・環境教育を推進する人材の育成を進め，学校，職場，地域及び家庭における環境教育を充実させていきます。



環境フェスティバル

30702 市民・事業者による環境保全活動の推進

●市民による環境保全活動の推進

- ・市民の自主的で様々な環境保全活動の支援を行うとともに、こうした活動を行う市民団体の育成や団体相互の連携の支援を図ります。

●事業者による環境保全活動の促進

- ・事業者に対し、様々な事業活動に際して生じる公害に関する情報や、資源・エネルギーの効率的利用等を促す環境情報を提供するとともに、指導・調整を図ります。
- ・ISO14001¹⁵やエコアクション21¹⁶の認証の取得、グリーン購入¹⁷等、環境に配慮した事業に積極的に取り組むよう、意識啓発や情報提供を行います。

●総合的な環境管理体制の確立

- ・環境基本計画の目指すべき環境像「循環・共存・協働のまち」を実現するため、市民と企業と行政が一体となった環境管理体制を確立し、総合的・計画的な環境保全対策を推進します。
- ・市の環境に関する調査結果、環境関連施策の進ちょく状況等は、環境白書を作成し、公表します。
- ・つくば市役所環境管理システムについて、引き続きISO14001認証を継続します。

¹⁵ ISO14001：ISOの制度として、1996年に制定した規格で、環境に負荷をかけない事業活動を継続して行う規格

¹⁶ エコアクション21：環境省が推奨している、ISO14001に基づいた環境経営システム

¹⁷ グリーン購入：環境負荷の少ない製品等を選んで購買すること。

施策 308

協働のまちづくりの推進

現況と課題

- ◆市民が地域の課題を主体的に解決するほか、より効果的なサービスを提供する上で、福祉、防災、防犯、環境、まちづくり等の分野における「新たな公共¹⁸」の担い手として市民の力が必要になっています。
- ◆つくば市では、住んでいて良かったと思えるまち、今後もずっと住み続けたいと思えるまちを実現することを目的に、市民、NPO、企業等と行政とが互いを尊重して対等な関係に立ち、それぞれの持つ知恵や資源をいかしながら協力して課題に取り組んでいくための「市民協働ガイドライン」を平成21年に策定しました。
- ◆市民協働ガイドラインに基づき、市民による主体的な活動を支援し、市民、NPO、企業との連携を積極的に図り、新たな公共的サービスを展開するなど、市民協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。
- ◆中間支援施設である市民活動センターの機能を拡充し、同センターを拠点とした団体等のネットワーク化やプラットホームの整備等の情報交流を通じて効果的な支援策を講じるとともに、コミュニティビジネスの創出など、更なる支援や環境の整備が必要です。
- ◆つくば市では、これまで市民のまちづくりへの参加意識の高揚を図るため、懇談会、ワークショップ等による意見交換などを実施してきました。今後も、懇談会等の参加者の充実や多様化による住民参加機会の拡充を図っていくことが必要です。



市政地区別懇談会

¹⁸ 新たな公共：地域を構成している人や団体が、その地域を良くする目的をもって協力・連携して活動する場合に生まれる一種の公共性のこと。

施策の基本方針

- 市民協働ガイドラインに基づき、市民やNPO等の活動、組織間の連携等を支援し、市民との協働によるまちづくりを推進します。
- 市民活動センターの支援拡充を図ります。

施策 308 協働のまちづくりの推進

30801 市民参加の推進

30802 市民協働推進のための環境整備

目標と成果指標

達成目標

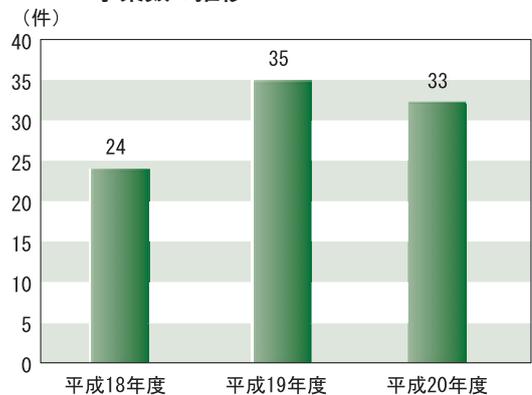
● 市民と行政とが、それぞれの役割と責任を分担し、協力し合いながら、まちづくりの課題に取り組んでいる。

代表となる指標名	現状値	目標値
法人格団体との協働（委託・補助）事業数	33件 (平成20年度)	50件 (平成26年度)
市民活動センター利用者数	11,600人 (平成20年度)	13,320人 (平成26年度)

市民活動センター利用者数の推移



法人格団体との協働（委託・補助）事業数の推移



施策の主な取組内容

30801 市民参加の推進

●まちづくりに関する参加意識の高揚

- ・懇談会，ワークショップ，シンポジウム，施設見学会等の開催を通し，市民参加機会の創出や充実を図るとともに，市民の市政に対する理解を促進し，まちづくりへの積極的な参加意識の高揚に努めます。

30802 市民協働推進のための環境整備

●市民協働の推進体制の強化

- ・庁内の各部署のネットワーク化を図り，横断的な連絡調整機能を強化するとともに，市民協働ガイドラインに明記された各種計画をロードマップに基づき推進します。
- ・市民，NPO，企業，行政間のネットワークを構築するための環境整備に努めます。

●市民活動センターの拡充

- ・市民の主体的な活動を支援するため，市民活動センターを拠点として，NPO等を対象とした各種講習会や相談会等を開催し，スキルの向上及び人材の育成を図り，市民活動の更なる充実を目指します。
- ・利用者の推移状況等を見計らい，空き施設等への移転を検討します。

施策 309

地域で支え合うコミュニティの醸成

現況と課題

- ◆つくば市では、集落や地区ごとに区会（自治会）が組織され、地域交流や環境づくり等、それぞれに自主的なコミュニティ活動が展開されています。しかし、つくばエクスプレス沿線開発地区等への定住化が進んでいる一方、区会（自治会）の新設やその加入が伸び悩み、コミュニティへの参加意識の低下が課題となっています。
- ◆すべての市民には、地域社会の一員として、互いに助け合う意識を高めるとともに、コミュニティへの積極的な参加が求められます。
- ◆各地域コミュニティには、住民間の交流に加えて、福祉や防災等の一基盤体制を形成するものとして、日ごろからの活動の展開が望まれます。また、個別の活動の充実とともに、異なるコミュニティ相互間の交流を図るなど、全市的な連携を強めていくことも重要です。
- ◆各地域コミュニティ活動の拠点としての地区集会所等の各種集会施設については、引き続き支援を行い、一層の施設の充実と活用が必要です。



地区運動会

施策の基本方針

- 市民の自主的なコミュニティ活動に対する支援，自治会組織やコミュニティリーダー等の育成などによって，活発なコミュニティ活動の展開を図ります。
- 活動の拠点となる施設の整備に対する支援を進めていきます。

施策 309 地域で支え合うコミュニティの醸成

- 30901 コミュニティの育成・支援
- 30902 コミュニティの連携強化
- 30903 コミュニティ活動拠点の充実

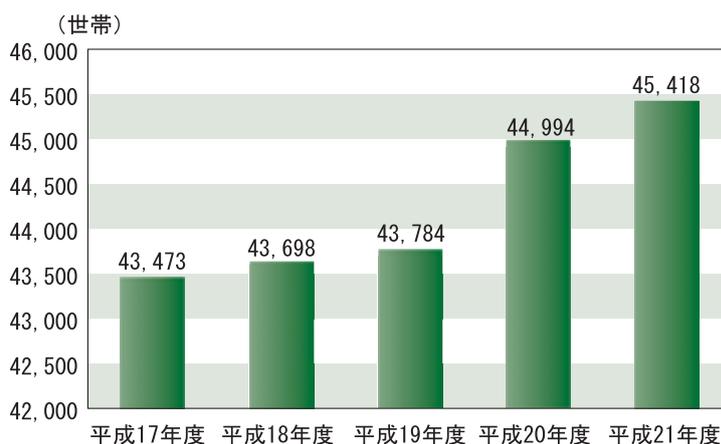
目標と成果指標

達成目標

- 一人一人が，地域社会の一員として，互いに助け合う意識を持っている。
- コミュニティ活動が活発に行われている。

代表となる指標名	現状値	目標値
区会（自治会）加入世帯数	45,418世帯 (平成21年度)	47,500世帯 (平成26年度)

区会（自治会）加入世帯数の推移



施策の主な取組内容

30901 コミュニティの育成・支援

- 区会（自治会）への加入促進
 - ・地域コミュニティ活動への参加意識を高めるため、区会（自治会）への加入を推進します。
- コミュニティ活動への支援
 - ・区会（自治会）、福祉、環境、防災、文化やスポーツなどの各種の自主的なコミュニティ活動を積極的に支援します。
- コミュニティリーダーの育成
 - ・区長（自治会長）はコミュニティリーダーとして地域の様々な分野において活躍しています。区会（自治会）を通じて、交流会や研修会等を開催し、地域活動の活性化を図り、住みよい地域づくりを目指すために、コミュニティリーダーの育成を支援します。

30902 コミュニティの連携強化

- コミュニティの連携強化
 - ・つくば市区会連合会や各地区区会連合会を通して、各区会（自治会）の連携強化を図ります。
 - ・各地域のイベント、防犯、防災活動や各種ボランティア活動により地域コミュニティの連携を強化します。
- コミュニティ間のネットワーク形成
 - ・コミュニティ活動に関する各種団体やグループ等と連携強化を進め、地域に根差した各種イベントを積極的に応援し、ネットワーク形成の促進を図ります。
 - ・市民同士が交流できるような事業を推進します。

30903 コミュニティ活動拠点の充実

- 地域コミュニティ活動拠点の整備促進
 - ・つくば市地区集会所建築等補助金交付要項に基づき、新築や改築、増築、修繕に対して一定の補助を行い、地域コミュニティの拠点である地区集会所等の整備促進を図ります。

施策 310

男女共同参画社会の形成

現況と課題

- ◆国際化・少子高齢化の進展，教育水準の向上，社会経済・家庭環境の変化等を要因に，市民のライフスタイルが著しく変化する中で，就労や地域活動等の様々な分野において，女性が活躍する機会も増えてきています。
- ◆家庭や社会に一人の人間として共に参画し，互いに責任を分かち合う男女共同参画社会の実現のため，性別を問わず，市民一人一人が自らの資質，能力，個性に応じた生き方を自由に選び，生きがいをもって生涯を送れる社会を形成していくことが重要です。平成18年度に実施した市民意識調査の結果においても，男女の役割分担についての改善意識が高まっています。
- ◆つくば市では，これまで男女共同参画都市を宣言したほか，「つくば市男女共同参画社会基本条例」を制定，平成20年3月には，「つくば市男女共同参画推進基本計画」（つくばAPPLEプログラム 2008～2012）を策定しました。また，男女共同参画会議「つくば男・女（みんな）のつどい」や「男・女（ひとひと）セミナー」等の啓発事業をはじめ，相談室事業や情報誌の発行等を行ってきました。
- ◆今後も市民ニーズの把握に努め，効果的な啓発事業を実施していくとともに，市民や事業者等との協働による男女共同参画社会の実現に向けて一層の働きかけを行っていく必要があります。



つくば^{みんな}男・女のつどい

施策の基本方針

■男女共同参画社会の形成を促進するため、市民、事業者、関係機関等との連携を図りながら、市民意識の啓発、相談・支援体制の充実、就労の場や社会活動機会の創出、その環境づくり等を推進します。

施策 310 男女共同参画社会の形成

31001 男女共同参画の意識づくり

31002 男女の健康と人権の擁護

31003 あらゆる場における男女共同参画の推進

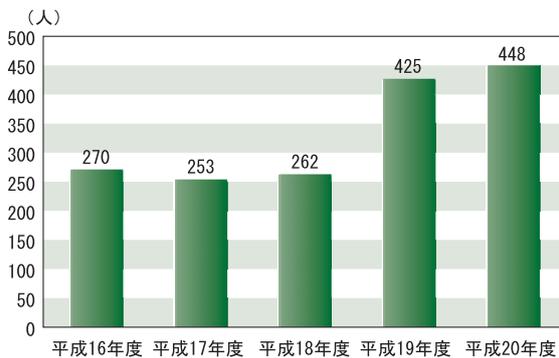
目標と成果指標

達成目標

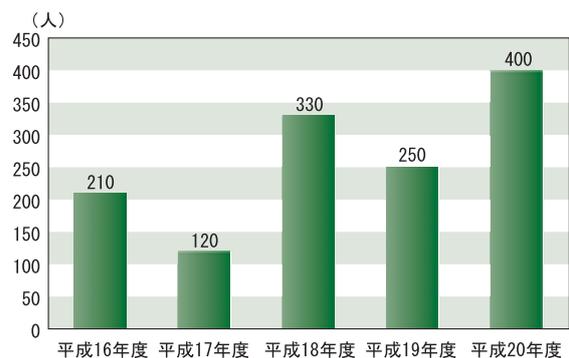
●すべての個人が、性別にかかわらず、互いに人権を尊重し合い、責任も分かち合いながら、自らの意思で個性と能力を十分に発揮できる。

代表となる指標名	現状値	目標値
男・女（ひとひと）セミナー参加者数	448人 (平成20年度)	510人 (平成26年度)
男・女（みんな）のつどい参加者数	400人 (平成20年度)	現状維持 (平成26年度)

男・女（ひとひと）セミナー参加者数の推移



男・女（みんな）のつどい参加者数の推移



施策の主な取組内容

31001 男女共同参画の意識づくり

●男女共同参画意識の啓発

- ・男女共同参画社会の実現を目指し、各種啓発事業を実施するほか、広報紙やホームページ等を活用した情報の提供、社会教育や学校教育における学習等を通して、男女共同参画意識の啓発を推進します。

31002 男女の健康と人権の擁護

●暴力や人権侵害の根絶

- ・ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、性犯罪、ストーカー行為等、あらゆる暴力や人権侵害を根絶するため、様々な機会を通じて啓発活動を行うとともに、相談支援体制の一層の充実を図ります。

●男女の健康と福祉の増進

- ・思春期、更年期、高齢期など人生の段階を通して、男女が互いの性を理解・尊重し、充実した生涯を送れる環境を整備するため、母子保健や健康保持対策等の福祉に関する各種施策の充実を図ります。

31003 あらゆる場における男女共同参画の推進

●男女共同参画推進拠点の整備

- ・男女共同参画社会を市民と行政が協働して構築する拠点として、相談、交流、学習機会、情報の提供等の機能を持つ男女共同参画センターの設置に向けて取組を進めます。
- ・男女共同参画ネットワークを形成し、市民、団体、事業者等と行政が協働で、男女共同参画社会の実現を目指します。

●就労の場における活動機会の充実

- ・男女ともに、それぞれの能力や個性をいかして仕事に就くことができるよう、雇用機会均等の徹底、育児休業や介護休業制度等の普及、保育所等社会資本の整備・充実を図ります。
- ・女性のチャレンジ支援の一環として、能力開発支援講座やキャリアアップ講座等を実施します。

●社会活動における活動機会の充実

- ・男女ともに、コミュニティ活動やまちづくり活動等の社会活動に対等に参画することができるよう推進するとともに、政策決定過程への男女共同参画を推進するため、委員会、審議会等の委員への女性の登用を促進します。

●働く女性の福祉の増進

- ・「働く婦人の家」の有効活用を進めながら、勤労女性等の知識・教養の向上と休養及びレクリエーションの場を提供し、福祉の増進を図ります。

施策 311

文化芸術の振興

現況と課題

- ◆つくば市は、名峰筑波山を仰ぐ緑豊かな田園地帯の中にあって、世界に誇る研究学園都市を有し、日本の伝統的生活文化を育みつつ、国際的学術文化都市として成長を続けています。
- ◆文化は人間の生活を豊かにし、芸術は心に感動を与えます。文化芸術の創造と享受は、人の営みに不可欠であり、市民相互の心のふれあいを促進します。
- ◆平成13年度に「文化芸術振興基本法」が施行され、国及び地方自治体による文化芸術振興の役割が明文化されました。つくば市では、多様化する市民ニーズに対応するため、平成16年に「つくば市文化芸術振興基本条例」、平成19年に「つくば市文化芸術の振興に関する基本的な方針」を制定し、この方針に沿って基本的な文化芸術振興のための施策を行ってきました。
- ◆つくばエクスプレスの開通以降、つくば市はまちづくりの新たなステージを迎えており、真に魅力と活力のある都市へと発展するためには、創造性あふれる芸術作品や活動に触れたり、自ら生み出すことにより、市民間の交流を促進するとともに、地域への愛着心が醸成されることが大切です。
- ◆「つくば市文化芸術の振興に関する基本的な方針」に基づき、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進するため、市民の自主的活動の支援、芸術鑑賞等の機会拡充、人材育成、活動・発表等の環境整備、(財)つくば都市振興財団との連携等、より充実した文化芸術振興施策の展開が必要です。



ノバホール

施策の基本方針

- 「つくば市文化芸術の振興に関する基本的な方針」に基づき、文化芸術に接する機会の拡充、市民による文化芸術活動の促進、情報発信体制や施設の整備等に努めます。

施策 311 文化芸術の振興

- 31101 文化芸術に接する機会の拡充
- 31102 市民による文化芸術活動の促進
- 31103 文化芸術施設の整備・活用

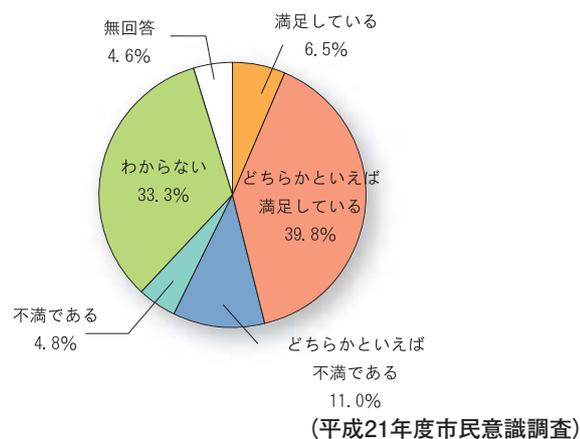
目標と成果指標

達成目標

- 文化芸術に触れる機会及び発表する場が継続して提供される。
- 文化芸術活動が活発になることにより、地域への愛着心が定着する。

代表となる指標名	現状値	目標値
文化・芸術について満足している市民の割合	46.3% (平成21年度)	50.0% (平成26年度)
行政主導による芸術文化公演のうち、市民参加型による文化芸術イベント数	4件 (平成20年度)	6件 (平成26年度)
ノバホールにおける年間利用回数	483回 (平成20年度)	530回 (平成26年度)

文化・芸術について満足している市民の割合



施策の主な取組内容

31101 文化芸術に接する機会の拡充

●文化芸術公演の提供

- ・市民が優れた芸術作品に身近に接することができるよう、(財)つくば都市振興財団を中心として行ってきた市主催による文化芸術公演や展覧会などについて、市民ニーズを踏まえ、より質の高い作品を提供していきます。

●総合的な情報収集と発信

- ・より多くの市民が文化芸術活動に接する機会を得るため、適時かつ要望に応じた情報提供のための環境整備を推進します。特に、多様なメディアを活用しながら、情報発信体制の整備に努めます。

31102 市民による文化芸術活動の促進

●市民による文化芸術活動の活性化支援

- ・市民参加による事業の企画・協力、文化芸術に携わる市民のネットワークづくりを図るなど、市民の自主性や創造性に配慮しながら支援する体制を確立します。

●人材の育成と活用

- ・文化芸術に携わる人材を発掘し活用するとともに、ワークショップ等の参加型事業を通して人材の育成を図ります。

31103 文化芸術施設の整備・活用

●文化芸術に接し、発表する場の提供

- ・文化芸術活動において、活動の場やニーズに即した施設を確保することは大きな位置を占めることから、ノバホールやつくばカピオを中心とした文化施設の整備や活用に努め、市民が文化芸術に接し発表する場を継続して提供していきます。



つくばで第九